

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数
建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る）	事務所用のもの	30	1.26	1.21
		もの	27	1.33	1.27
		病院用のもの	25	1.38	1.32
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	24	1.41	1.35
		工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素その他著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	15	1.94	1.85
		その他のもの	24	1.41	1.35
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る）	事務所用のもの	22	1.50	1.43
		もの	19	1.65	1.58
		病院用のもの	19	1.65	1.58
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	17	1.77	1.69
		工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素その他著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	12	2.29	2.19
		その他のもの	17	1.77	1.69
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24	1.41	1.35
		もの	22	1.50	1.43
		病院用のもの	17	1.77	1.69
変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの		17	1.77	1.69	
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素その他著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの		9	2.90	2.77	
その他のもの		15	1.94	1.85	
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22	1.50	1.43	
	もの	20	1.59	1.52	
	病院用のもの	15	1.94	1.85	
	変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	15	1.94	1.85	
	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素その他著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	7	3.58	3.42	
	その他のもの	14	2.04	1.95	
簡易建物	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	10	2.65	2.53	
		7	3.58	3.42	

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数
建物付属	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6	4.10	3.92
		その他のもの	15	1.94	1.85
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15	1.94	1.85
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13	2.16	2.06
		その他のもの	15	1.94	1.85
	昇降機設備	エレベーター	17	1.77	1.69
		エスカレーター	15	1.94	1.85
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8	3.19	3.05
	店用簡易装備		3	7.74	7.40
	可動間仕切り	簡易なもの	3	7.74	7.40
		その他のもの	15	1.94	1.85
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18	1.71	1.63
		その他のもの	10	2.65	2.53

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数	
構築物	水道用又は工業用 水道用のもの	取水設備	40	1.10	1.05	
		導水設備	50	1.00	0.96	
		浄水設備	60	0.98	0.94	
		配水設備	60	0.98	0.94	
		橋りょう				
		鉄筋コンクリート造のもの	60	0.98	0.94	
		鉄骨造のもの	48	1.02	0.97	
		木造のもの	18	1.71	1.63	
		配水管				
		鋳鉄製のもの	40	1.10	1.05	
		その他のもの	25	1.38	1.32	
		配水管付属設備	30	1.26	1.21	
		えん堤				
		鉄筋コンクリート造又はコンクリート造 のもの	80	0.95	0.91	
		れんが造又は石造のもの	50	1.00	0.96	
		土造のもの	40	1.10	1.05	
		貯水池	30	1.26	1.21	
		高架水そう				
		鉄筋コンクリート造のもの	40	1.10	1.05	
		金属造のもの	20	1.59	1.52	
		木造のもの	10	2.65	2.53	
		さく井	10	2.65	2.53	
		電信電話線	30	1.26	1.21	
		その他				
		鉄筋コンクリート造のもの	60	0.98	0.94	
		コンクリート造又はれんが造のもの	40	1.10	1.05	
石造のもの	50	1.00	0.96			
金属造のもの	45	1.05	1.00			
木造のもの	15	1.94	1.85			
発電用又は送配電 用のもの	水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る）	57	0.98	0.94		
舗装道路及び舗装 路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	1.94	1.85		
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	2.65	2.53		
	ビチューマルス敷のもの	3	7.74	7.40		

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数
構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く）	橋りょう	60	0.98	0.94
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、水そう及び水用ダム	50	1.00	0.96
		トンネル	75	0.95	0.91
		煙突及び焼却炉	35	1.17	1.12
		へい	30	1.26	1.21
		その他のもの	60	0.98	0.94
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く）	やぐら及び貯水池	40	1.10	1.05
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル及び水そう	30	1.26	1.21
		へい	15	1.94	1.85
		その他のもの	40	1.10	1.05
	れんが造のもの（前掲のものを除く）	防壁、堤防、防波堤及びトンネル	50	1.00	0.96
		煙突、煙道、焼却炉及びへい	7	3.58	3.42
		塩素その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	25	1.38	1.32
		その他のもの	40	1.10	1.05
	石造のもの（前掲のものを除く）	水池	50	1.00	0.96
へい		35	1.17	1.12	
その他のもの		50	1.00	0.96	
土造のもの（前掲のものを除く）	防壁、堤防、防波堤及び自動車道	40	1.10	1.05	
	貯水池	30	1.26	1.21	
	へい	20	1.59	1.52	
	その他のもの	40	1.10	1.05	
金属造のもの（前掲のものを除く）	橋りょう（はね上げ橋を除く）	45	1.05	1.00	
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25	1.38	1.32	
	送配管				
	鋳鉄製のもの	30	1.26	1.21	
	鋼鉄製のもの	15	1.94	1.85	
	ガス貯そう				
	液化ガス用のもの	10	2.65	2.53	
	その他のもの	20	1.59	1.52	
	水そう及び油そう				
	鋳鉄製のもの	25	1.38	1.32	
鋼鉄製のもの	15	1.94	1.85		
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10	2.65	2.53		
その他のもの	45	1.05	1.00		
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く）					
		10	2.65	2.53	
木造のもの（前掲のものを除く）	橋りょう、塔及びやぐら	15	1.94	1.85	
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう及びへい	10	2.65	2.53	
	その他のもの	15	1.94	1.85	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として木造のもの	15	1.94	1.85	
	その他のもの	50	1.00	0.96	

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数
機械及び 装置	水道用又は工業用 水道用設備	電気設備			
		汽力発電設備	15	1.94	1.85
		内燃力発電設備	15	1.94	1.85
		蓄電池電源設備	6	4.10	3.92
		その他	20	1.59	1.52
		ポンプ設備	15	1.94	1.85
		薬品注入設備	15	1.94	1.85
		減菌設備	10	2.65	2.53
		通信設備	9	2.90	2.77
		計測設備	10	2.65	2.53
		計量器			
		量水器	8	3.19	3.05
		その他の計量器	10	2.65	2.53
		荷役設備	17	1.77	1.69
		修繕検査設備	15	1.94	1.85
		その他			
		主として金属造のもの	17	1.77	1.69
主として木造のもの	8	3.19	3.05		
車両及び 運搬具	自動車	特殊自動車	5	4.83	4.61
		運送事業用自動車	5	4.83	4.61
		その他の自動車			
		小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの をいい、二輪又は三輪自動車を除く）	4	5.92	5.66
		二輪又は三輪自動車	3	7.74	7.40
		その他のもの			
		貨物自動車			
		ダンプ式のもの	4	5.92	5.66
		その他のもの	5	4.83	4.61
		その他のもの	6	4.10	3.92
	その他の車両及び 運搬具	自動車	2	11.39	10.88
	トロッコ				
	金属製のもの	5	4.83	4.61	
	その他のもの	3	7.74	7.4	
	その他のもの				
	自走能力を有するもの	7	3.58	3.42	
	その他のもの	4	5.92	5.66	

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数
船舶	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける船舶	鋼船			
		昭和25年以後に進水したもの	15	1.94	1.85
		総トン数が二千トン以上のもの	14	2.04	1.95
		総トン数が二千トン未満のもの	12	2.29	2.19
		昭和24年以前に進水したもの			
		木船			
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）		5	4.83	4.61
	治具及び取付工具		3	7.74	7.40
	型（型わくを含む）、鍛圧工具及び打抜工具	脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	2 3	11.39 7.74	10.88 7.40
	切削工具		2	11.39	10.88
	金属製柱及びカッペ		3	7.74	7.40
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル その他のもの	13 3	2.16 7.74	2.06 7.40
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	13 8 4	2.16 3.19 5.92	2.06 3.05 5.66

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数		
器具及び 備品	家具、電気機器 (ガス機器を含 む)及び家庭用品 (他の項に掲げ るものを除く)	事務机、事務椅子及びキャビネット					
		主として金属製のもの	15	1.94	1.85		
		その他のもの	8	3.19	3.05		
		応接セット					
		接客業用のもの	5	4.83	4.61		
		その他のもの	8	3.19	3.05		
		ベッド	8	3.19	3.05		
		児童用机及びいす	5	4.83	4.61		
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響 機器	5	4.83	4.61		
		冷房用又は暖房用機器	6	4.10	3.92		
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類 する電気又はガス機器	6	4.10	3.92		
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他こ れらに類する繊維製品	3	7.74	7.40		
		食事又はちゅう房用品					
		陶磁器製又はガラス製のもの	2	11.39	10.88		
		その他のもの	5	4.83	4.61		
		その他のもの					
		主として金属製のもの	15	1.94	1.85		
		その他のもの	8	3.19	3.05		
		事務機器及び通信 機器	ミリ	孔版印刷又は印書用のもの	3	7.74	7.40
				その他のもの	5	4.83	4.61
電子計算機	6			4.10	3.92		
複写機、計算機(電子計算機を除く)、金 銭登録機、タイムレコーダーその他これら に類するもの	5			4.83	4.61		
その他の事務機器	5			4.83	4.61		
テレタイプライター	5			4.83	4.61		
インターホーン及び放送用設備	6			4.10	3.92		
電話設備その他の通信機器							
デジタル構内交換設備及びデジタルボタ ン電話 設備	6			4.10	3.92		
その他のもの	10			2.65	2.53		
時計、試験機器及 び測定機器	時計	時計	10	2.65	2.53		
		度量衡器	5	4.83	4.61		
		試験又は測定機器	5	4.83	4.61		

第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

種類	構造または用途	細目	耐用年数 (年)	費用の 換算係数	便益の 換算係数	
器具及び 備品	光学機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	4.83	4.61	
		顕微鏡その他の機器	8	3.19	3.05	
	看板及び広告機器	看板	3	7.74	7.40	
		模型	2	11.39	10.88	
		その他のもの 主として金属製のもの	10	2.65	2.53	
		その他のもの	5	4.83	4.61	
	容器及び金庫	ポンベ	溶接製のもの	6	4.10	3.92
			鋳鉄製のもの			
			塩素用のもの	8	3.19	3.05
			その他のもの	10	2.65	2.53
		ドラムかん、コンテナーその他の容器	金属製のもの	3	7.74	7.40
			その他のもの	2	11.39	10.88
			金庫			
		手さげ金庫	5	4.83	4.61	
		その他のもの	20	1.59	1.52	
		医療機器	消毒殺菌用機器	4	5.92	5.66
	手術機器		5	4.83	4.61	
	血液透析又は血しょう交換用機器		7	3.58	3.42	
	ハート・タンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器		6	4.10	3.92	
	調剤機器		6	4.10	3.92	
歯科診療用ユニット	7		3.58	3.42		
光学検査機器						
ファイバースコープ	6		4.10	3.92		
その他のもの	8		3.19	3.05		
その他のもの						
レントゲンその他の電子装置を使用する機器						
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4		5.92	5.66		
その他のもの	6		4.10	3.92		
その他のもの						
陶磁器製又はガラス製のもの	3	7.74	7.40			
主として金属製のもの	10	2.65	2.53			
その他のもの	5	4.83	4.61			



第V編 資料集  
12.費用と便益の換算係数

構造物又は機械及び装置を一体として償却する場合

構造物又は機械及び装置	耐用年数 (年)	費用の換 算係数	費用の換 算係数
配水設備、及び橋りょう	58	0.98	0.94
水道用又は工業用水道用構造物のうち、配水管及び配水管付属設備	38	1.13	1.08
薬品注入設備及び滅菌設備	16	1.85	1.76

無形固定資産の耐用年数

種類	耐用年数 (年)	費用の換 算係数	費用の換 算係数
ダム使用权	55	0.99	0.95
特許権	8	3.19	3.05
営業権	5	4.83	4.61
借地権（地上権）	5	4.83	4.61
専用側線使用权	30	1.26	1.21
電気ガス供給施設使用权	15	1.94	1.85
電気通信施設使用权	20	1.59	1.52

維持管理費等毎年発生する費用（年間一定として割引率で割り引いて総和	21.48	21.48
用地費（0年次発生し、最終年控除、残存価値が100%とする）	0.86	0.82